

宮崎市民体育大会開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市民体育大会開催基準要項に基づき、加盟競技団体が実施する競技大会の運営に伴う補助金を適正に交付するために定める。

(交付対象)

第2条 公益財団法人宮崎市体育協会加盟競技団体を原則とする。

(補助額)

第3条 補助額は、予算の範囲内において、次の各号に定める基準による。

(1) 基礎額として、1競技団体あたり40,000円を配分

(2) 競技大会規模(参加者数)による加算

参加者数	加算額
200人以下	15,000円
400人以下	35,000円
600人以下	55,000円
601人以上	65,000円

(3) 施設使用料補助

大会開催にあたっては、市立の施設使用を原則とするが、市に開催できる施設がない場合は、使用する施設使用料相当額(1,000円未満切り捨て)を交付する。ただし、40,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする競技団体は、次に掲げる書類を市体育協会が指定する日までに提出する。

(1) 交付申請書(様式2-1)

(2) 実施計画書(様式2-2)

(3) 収支予算書(様式2-3)

(交付の決定)

第5条 市体育協会が補助金の交付を決定したときには、補助金交付決定書(様式2-4)により、競技団体に通知する。

(補助金の支払い)

第6条 補助金の支払いは前条の規定により決定した額をもって概算払いとし、大会終了後に補助金を確定し、精算を行う。

2 前条による補助金の交付の決定通知を受けた競技団体は、10日以内に請求書(様式2-5)を市体育協会に提出する。

3 市体育協会で前項による請求書を受理したときには、10日以内に競技団体の口座へ振込みにより補助金の支払いを行う。

(実施計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定通知を受けた後において、実施計画に変更が生じた競技団体は、実施計画変更承認申請書(様式2-6)を市体育協会に提出する。

2 市体育協会で前項による変更の内容が適当と認められたときには、補助金変更交付決定書(様式2-7)により、競技団体に通知する。

(実績報告)

第8条 競技団体は、大会が終了したときには、30日以内に次に掲げる書類を市体育協会に提出する。

(1) 実績報告書(様式2-8)

(2) 実施報告書(様式2-9)

(3) 収支決算書(様式2-10)

(4) その他(大会プログラム、結果表、写真、領収書等)

(補助金の確定)

第9条 市体育協会で実績報告書等の内容を審査し、補助金を確定したときには、補助金交付確定通知書(様式2-11)により、競技団体に通知する。

(補助金の精算)

第10条 前条により確定した額をもって、補助金の過払い分の返還及び不足分の支払いを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

(宮崎市民体育大会開催補助金交付要綱の廃止)

第2条 宮崎市民大会開催補助金交付要綱(平成25年4月1日から施行)は廃止する。